

43.4.1 現在（推計人口）

	本月	前月比
男	26,131	803増
女	25,082	806増
計	51,213	1,609増
世帯数	17,386	557増

狛江町広報

第95号 発行 昭和43年5月1日 狛江町役場 (480) 1181 (代)

狛江町役場（夜間専用）
電話（480）1188
狛江町水道課事務所
電話（480）0201
狛江消防署
電話（489）0119

交通事故に備え

共済制度発足!!

—— 七月一日から ——

現代は、交通戦争の時代といわれています。

一歩外へ出ると、道路は、大型バス、トラック、乗用車、オートバイなど車の大洪水です。これらの車が、常に決められたルールにしたがって走っているならば、事故の大半は防げるでしょう。しかし、中には悪質な運転者もいます。また、歩行者のちょっとした不注意もあるでしょう。

事故にあうと、今までの明るい健全な家庭が、一瞬のうちに奈落に突き落とされ家庭からは笑いが消え、そのうえ加害者に誠意がなかったり、補償の支払い能力がないと、生活苦ともたたかわなければなりません。

そこで考えられたのが、交通災害共済制度です。町民のみなさんの相互扶助の精神に基づいて、会費を払い込んでいただき、会員のかたが、不幸にして事故にあわれた場合、当面の治療費等の一助に、見舞金をさしあげることによって、多少でも生活の不安をなくしたいとの目的から始められるものです。

これは、町が始めるものです。どうぞ、御家族そろって加入されるようおすすめします。

加入者の資格

狛江町に住んでいて、住民登録をしてあるか、あるいは外国人登録をしてあるかたならどなたでも加入できます。

見舞金は最高五十万円

交通災害共済制度によって支払いを受けられるのは、道路交通法の規定による車両によって起きた人身事故（過失を含む）についてです。見舞金の額は、次のとおりです。

- 一 死亡した場合 五十万円
 - 二 全治六か月以上の障害を受けた場合 十万円
 - 三 全治三か月以上六か月未満の障害を受けた場合 五万円
 - 四 全治一か月以上三か月未満の障害を受けた場合 二万円
 - 五 全治一週間以上一か月未満の障害を受けた場合 五千円
 - 六 全治一週間未満の障害を受けた場合 二千円
- また、そのほか不幸にして身体障害者（一級または二級）となられた場合は、十万円を支給します。

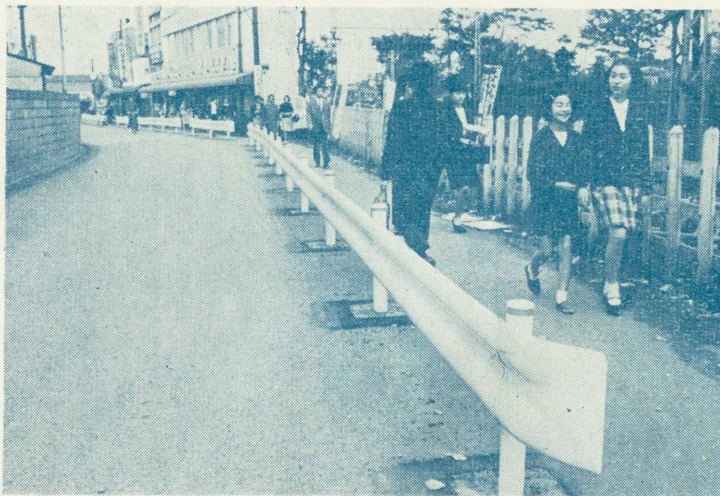
春の全国交通安全運動

5月11日～20日

こどもの交通事故を防ごう

この運動は、交通事故の防止、とくに、歩行者の事故絶滅を目標としています。にもかかわらず、例年四月・五月になり、交通事故による被害者は増加し、とくに交通の場になれない新入児童の悲惨な交通事故が目だって発生しています。

いたましい事故が起こる前に、まず家庭において子供を指導し、自らも注意しましょう。歩行者の皆さんへ



ガードレールが完成

第一小・第二小学校付近

加入は簡単
印を持って加入申請書を提出し、会費を納められれば、

すぐ会員となります。受付場所は、役場住民課窓口のほか、役場から出張して受付をします。

出張受付場所、日時については、来月の町広報でお知らせします。

運転者講習会 開催のお知らせ

調布地区交通安全協会 狛江支部では、次の日程で運転者講習会を開催します。車を運転するかたは御出席ください。

一日時	五月七日（火）
受付	午後六時三十分
開会	午後七時
場所	狛江第一中学校
二日時	五月八日（水）
受付	午後六時三十分
開会	午後七時
場所	狛江第二中学校

渡る笑顔に待つ笑顔

必ず一たん停止

横断中

手をあげて横断歩道を渡りましょう



- 一 とびだしは、絶対しない。交通安全は、交通事故の防止、とくに、歩行者の事故絶滅を目標としています。にもかかわらず、例年四月・五月になり、交通事故による被害者は増加し、とくに交通の場になれない新入児童の悲惨な交通事故が目だって発生しています。
 - 二 自転車のふたり乗りは、しない、させない。自転車に乗ることは子供のあこがれ。しかし交通ルールを知らない子供が、激しい交通の中に乗り出すことはあまりに危険。道路では遊ばない、遊ばせない。学校から家庭に帰って遊びに夢中になっていて発生する事故がふえています。
 - 三 横断は横断歩道か、歩道橋でしよう、させよう。少しの遠回りでも、安全なところを。
 - 四 運転者の皆さんへ 子供の姿は除行の合図、
- 二 通学路、除行と停止で安全運転。保護者が付き添わない児童が歩行しているときは、除行または一時停止をして、通行を妨げないようにしましょう。

昭和四十三年度の予算は

総額九億四千七百四十三万四千円余

一般会計

七億三千五百十二万八千円

前年度当初に比べ一億七千五百三十一万一千円の増額となりました。増収のおもなものは次のとおりです。

町税 一億五千九百九十二万五千円
町債 三千七百六十万円
国庫支出金等 三千五百五十万六千円

歳入 歳入の内容はグラフで示すとおり、大半が町税です。

歳出 総体の数字はグラフで示すとおりです。

本年度のおもな事業とその予算は次のとおりです。

一 学校関係

第二小学校を改築 古くなった木造校舎の改築費として設計料百万円。

三 福祉施設

公共施設の整備と

社会福祉の充実に重点

町長 石井三四郎

これは、主として国や都府県、また本市周辺の町村に人口が集中せざるを得ないものとなっているからです。

国や都府県は、もっと地元町村に迷惑や財政的しわ寄せをきたさないよう特別の配慮をすべきであり、われわれ理事者も強くこのことを、常に国や

都に要望をしています。一方住民に対してはその奉仕者として、また責任者として、なおいっそう福祉の向上に努めなければならないと思えます。少しでも経費のむだを排除し、行政の効率化をはかり住民の負担の軽減に努めると同時に、住民のくらしの安定のためには万難を排して最小限度の公共施設の整備・社会福祉の充実に努力を傾

五月に開園しますが、その費用として九百七十六万三千円。

児童遊園地の整備

駒井、供養塚など遊園地の施設の整備費として八十七万円。

四 都市計画

街路

狛江駅前と都道を結ぶ街路は本年度用地買収を完了し、一部の舗装を終わる見込みです。その費用として八千二百六十三万三千円。

公園

和泉多摩川公園のテニスコート、遊具などの施設の整備費として三百二十九万九千円。

下水道

上和泉（厚生省官舎西側）の下水道の整備費として八十五万五千円。

五 土木

道路の舗装新設十路線、改

修十一路線の工事費と道路用地購入費などで三千三百二十九万九千円と道路の維持費六百九十二万九千円。

小川河川

小川河川の改修は岩戸川、和泉川支線などで六百四十五万円。

六 清掃

し尿とごみの処理費は人口の急増に伴い年々増額となっています。本年度は昨年度に比べ二千万円増の九千七百七十九万五千円。

産業

商工振興対策の一つとして小口事業貸付資金の利子補給をさらに増額し、本年度から新たに、街路灯の管理費の一部を、補助金として交付します。

歳入

国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ九千五百八十九万九千九百九十九円増となりました。特別会計の特殊性を加味し年々増加する医療費に処理する財源の確保、収支の均衡と健全財政を維持し、効果的の予算であることに留意しました。なお款ごとの金額は次のとおりです。

歳入

皆さんから納めていただく等を実施して児童生徒の学びの場を確保すること。

三 都市的施設

道路の舗装、改修、排水路の下水路等を重点的に整備し駅前広場については本年度で完了すること。

四 清掃対策

ごみ処理については多摩川工場に最新式の機械炉一基を増設中です。これを完成させごみ処理の円滑をはかること。

五 水道事業

五か年計画もほとんど完成し、都から分水をうける三多摩分水工事も完了しました。本年度は残された一部

にあたりま

千円は保健婦の件費、物件費が計上されています。この割合は、一・四パーセントです。

四公債費、諸支出金、予備費は合計で三十八万六千円で歳出合計に対する割合は〇・四パーセントとなります。

三 農業共済事業特別会計

農作物が災害を受けて減収したり、家畜が病気や事故を起こしたとき、被害を受けた農家に共済金を支払う制度が農業共済事業です。

農業共済事業特別会計予算は、歳入については、都の補助金、賦課金（加入者から徴収）一般会計からの繰入金等がおもなものです。歳出については、共済事業を行なうための事務費、人件費と損害賠償費がそのおもなもので、総額で五百五十万円です。

交通災害共済事業特別会計

二百二十四万五千円

この制度は、会員のたがが不幸にして交通事故にあつた場合、見舞金を支払うこととによって、当面の生活の窮乏を打開する方法として考え始められたもので、本年七月一日から実施されます。

予算の内容は、次のとおりです。

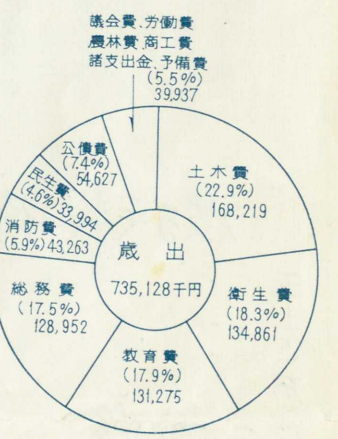
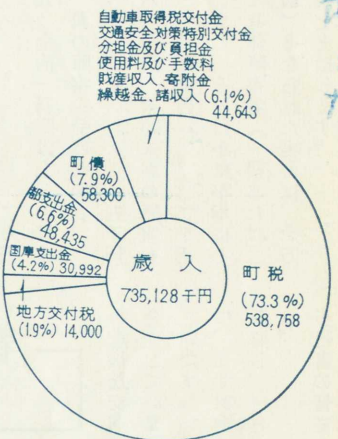
歳入のおもなものは、共済会費による収入が二百七十九万九千九百九十九円、一般会計からの繰入金が十六万五千円等です。

歳出については、見舞金の二百六十九万九千九百九十九円、一般会計からの繰入金による需用費、役員費等が十六万五千円となっています。

水道事業会計予算は、一般会計予算と異なり、企業としての経理方法を採用しているから「営業費用」と「建設費用」とに大別されます。

本年度水道事業会計予算のあらましは次のとおりです。

一 営業費用（収益的経費）収入、支出とも総額は九千七百五十二万二千円、収入のおもなものは水道使用料およびメーター使用料の六千六百十



特別会計

国民健康保険特別会計

保険税が全体の約三十二パーセントで歳入の約三分の一を占めています。

国や都からの支出金は約六十二パーセントで国保事業の大きな財源となっています。

その他一般会計からの繰入金前年度からの繰入金、その他の収入を合わせて約六パーセントでこれが国保事業の財源となっています。

歳入 総務費の六百三十三万六千円は人件費ならびに物件費で歳出合計の約六・六パーセントを占めています。

歳入 皆さんから納めていただく等を実施して児童生徒の学びの場を確保すること。

三 都市的施設 道路の舗装、改修、排水路の下水路等を重点的に整備し駅前広場については本年度で完了すること。

四 清掃対策 ごみ処理については多摩川工場に最新式の機械炉一基を増設中です。これを完成させごみ処理の円滑をはかること。

五 水道事業 五か年計画もほとんど完成し、都から分水をうける三多摩分水工事も完了しました。本年度は残された一部

にあたりま

千円は保健婦の件費、物件費が計上されています。この割合は、一・四パーセントです。

四公債費、諸支出金、予備費は合計で三十八万六千円で歳出合計に対する割合は〇・四パーセントとなります。

三 農業共済事業特別会計 農作物が災害を受けて減収したり、家畜が病気や事故を起こしたとき、被害を受けた農家に共済金を支払う制度が農業共済事業です。

農業共済事業特別会計予算は、歳入については、都の補助金、賦課金（加入者から徴収）一般会計からの繰入金等がおもなものです。歳出については、共済事業を行なうための事務費、人件費と損害賠償費がそのおもなもので、総額で五百五十万円です。

企業会計

水道事業会計

水道事業会計予算は、一般会計予算と異なり、企業としての経理方法を採用しているから「営業費用」と「建設費用」とに大別されます。

本年度水道事業会計予算のあらましは次のとおりです。

一 営業費用（収益的経費）収入、支出とも総額は九千七百五十二万二千円、収入のおもなものは水道使用料およびメーター使用料の六千六百十

（三頁へつづく）

(二頁より)
の割合は五十三・六%となり
ます。

二、建設費用(資本的経費)
水道事業五か年計画は、実
質的には昭和四十二年で終
了しましたが、計画の総仕上
げとして本年度六郷用水埋立
道路および小足立、駒井の一
部に配水本管施設工事を行な
います。これに見合う収入と
して、起債一千五百万円、一
般会計その他負担金百十万円
その他、支出としては新設事
業費二千万円、企業債償還元
金六百十三万五千円、メータ

一 購入費四百九万七千円、そ
の他となつています。
建設費用においては支出に
対する収入不足額が一千六百
五十九万二千円となります。
で、本来積立すべき減価償却
費の中から補填することにな
り、それだけ事業の留保資金
が減ることになります。
町の水道事業は、昭和三十
八年に五か年計画のもとに発
足し、鋭意事業の促進に努力
し、前述のとおり昭和四十二
年度をもって実質的に計画は
終了し、施設の完備により給
水能力の増加をはかりました
が、建設資金の約八五%は政
府からの借入金であるため、
年々元金の償還に追われ、本
年度予算から割り出した給水
総原価は、トン当り約四十円
料金のトン当り二十五円より
十五円高となっています。
地方公営企業法の制約によ
り、このままの状態では推移
しますと、今後の人口増に見合
う施設拡充に要する借入金も
認められず将来断水の恐れ
も出てきますので、本年度は
給水料金全般について再検討
の時期に当面したといえま
す。

五月十四日

町民の声を聞く会

町長を囲んで

町民の皆さんの苦情処理に
ついては、昭和三十九年以来
住民相談室を設け個々の相談
に応じて処理してきました。
しかしながら、町民の皆さん
には、道路とか水道、教育
その他町の行政に対し、いろ
いろと御意見をおもちのこと
と思います。

そこでこれらの問題につい
て町長が直接町民の皆さんの
声を聞き、明るく住みよい町
をつくるために本年度第一回
目の「町民の声を聞く会」を
実施します。
だれでも出席できますから
お気軽に近所お誘い合わせの
うへにお出かけください。

日時 五月十四日(火)
午後一時三〇分～四時
場所 狛江第二中学校

スリッパを御持参くださ
い。
なお、今後もこの会の開催
を重ねていく予定です。

緑の葉を食い荒らす

『アメリカカシロヒトリ』



▲葉をアミ状に喰い荒したアメリカカシロヒトリ

夏季になると、害虫等が繁
殖して、農作物、庭園、街路
樹を食い荒らし、人体にも被
害を及ぼすものもあります。
毒がは、茶、つばき、さざん
か等に繁殖します。人体の皮
フに付着して、猛毒に犯され
た例が多い。
アメリカカシロヒトリは極端
な雑食性のこん虫ですが、お
おむね産卵は桜、プラタナス
桑、柳などに限られています。
卵から成虫になると非常
な勢いで葉を食い荒らし、葉
をすかし(網状に筋だけ残す)
状にするので割合に発見しや
すが、虫の数が多く集団し
ているので数日の間に葉を食
い尽してしまします。
虫は幼虫生態のときは白に
やや黄色味をおびた虫で、大
きくなるにつれて、側面に白
い帯状の一本の線がはつきり
左右に見えます。長い白い毛
が全身にはえ、身長が五セン
チぐらいまで成長します。発
生時期は五月下旬から七月上

旬と八月上旬から九月中旬の
二回に発生します。成虫は長
い毛があり一見おそろしいが
ヒフに直接ふれても心配はあ
りません。
防除の方法 防除の方法は、
葉の裏に産み付けられた薄緑
色の卵を見付け、また、卵か
らかえった幼虫が白い糸で巢

小口事業資金の

借受けが有利に!!

狛江町小口事業資金貸付条
例が改正され、貸付の期間が
十二か月であったのが十八か
月に、利息が日歩二銭三厘が
二銭に改められましたので、
御希望されるかは、どうぞ
この制度を御利用ください。
この制度の概要を抜き書き
しますと、町内で商業ある
いは農業を営む者の事業の育
成振興のために設けられたも
ので、一経営一口として五十
万円を限度として貸し付ける
制度です。

申し込みの方法 町内に引き
続き二年以上住んでいて、町
内で一年以上その事業を継続
しているかたで、町議会議員
の選挙権があり、年額二十千
円以上の町税の納税義務者で、

前年度までの町税完納者であ
る者。町内に事業所をもち、
事業内容が小規模であること
で特殊の飲食業、仲介業、質
屋業、金融業者には貸し出し
ができませんが、その他の事
業者に限りは貸し付けます。
保証人 この貸し付けには保
証人を必要とします。保証人
は町内に引き続き二年以上住
んでいるかたで、一定の職業
があり、独立の生計をしてい
る世帯主。町議会議員の選挙
権があり、年額三十万円以上
の町税の納税義務者で前年度ま
での町税完納者。この貸し付
けではかに保証してないいか
たの保証。
資金の使いみち 事業経営の
ため必要な運営資金と今度の

東京都個人経済力調査

を行ないます

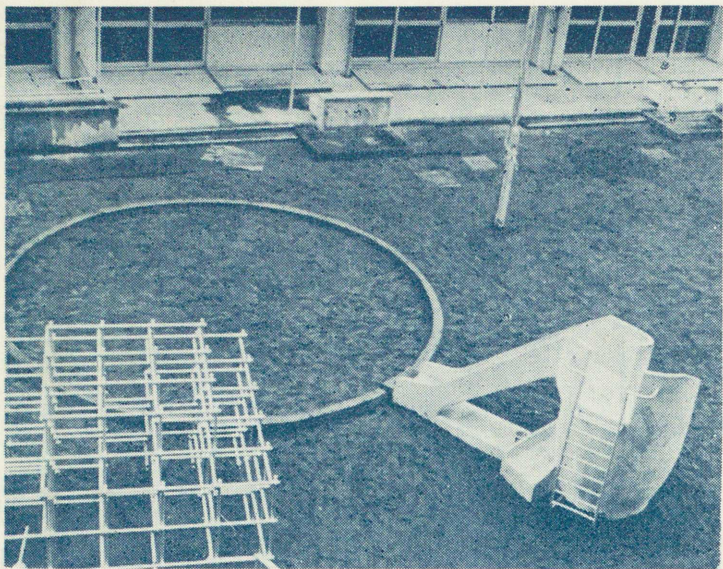
5月15日現在で
毎年行なっています
東京都個人経済力調査
を本年は五月十五日現
在で行ないます。この調査は
都民の収入状況を明らかにし
経済力測定の基礎資料を得る
ことを目的とします。
調査の対象は知事が告示す
る調査区内で、町においては
五調査区が対象となります。
調査事項のおもなものは、
次のとおりです。
一 世帯について
二 前年中に収入のあった十
五歳以上の世帯員について
などです。
この調査で調査した事項は
徴税などには使用しませんか
ら、調査員がお配りする調査
票には、ありのままを記入し
てくださるよう御協力を願
います。

町では町民の皆さんの協力
をえて防除の対策を急いでい
ます。高い木等の防除は機械
力を使って消毒をできまし
た。ことしも、この「アメリ
カシロヒトリ」の発生期が間
近かにやってきました。町ぐ
るみでこの防除に一そのの努
力をしましょう。

衛生強調旬間

5月8日から17日まで

家庭内外、町内いっせいに
大そうじをして殺虫剤をまき
ましよう。みんなが清潔で快
適な生活をするためには、日
常生活を通じて生活環境を清
潔で健康的なものにし生活の
春の大そうじ
みんなで町をきれいに
この旬間に御連絡いただけ
れば収集します。
側溝、下水等の泥土も、こ
の旬間に御連絡いただけれ
ば、水分がよく切れてから収
集します。
向上を図ることが必要です。
全国的に環境衛生の浄化が
叫ばれていますが、これに対
して、町では五月八日から十
七日まで「衛生強調旬間」
としました。この期間内に各
家庭、各地区ごとに清掃をし



町立藤塚保育園が開園

藤塚保育園（和泉一五〇番地・都営狛江アパート三十五号棟内）が町立で二番目の保育園として五月一日に開園します。

施設の規模は、四百十八平方メートルで保育室四、乳児室、ほふく室、遊戯室各一、事務室その他があり、定員は九十三名です。

日当りの良い広々とした園庭が、なかよしの良い子供達を待っています。職員も十四名全員そろい、室内もきれいに飾りつけられ入園式を待つばかりです。

投票区	男	女	計
1	1,359	1,419	2,778
2	1,124	1,059	2,183
3	1,910	1,929	3,839
4	2,353	2,326	4,679
5	2,350	2,135	4,485
6	2,143	2,156	4,299
7	2,254	1,993	4,247
8	1,947	1,825	3,772
9	1,725	1,623	3,348
10	1,299	1,354	2,653
計	18,464	17,819	36,283

昭和四十三年三月一日現在の定時登録は男千四百五十六人、女千三百四十四人、計二千七百六十六人となり、三月三十日現在の投票区別の有権者数（名簿登録者数）は、この三

選挙人名簿追加登録者数決まる

入居が終る予定です。このように人口が急激に増加することに伴い、色々な公共施設が一度に要求されています。

四月二十日は通信記念日です。郵政省では、今から九十七年前の明治四年東京へ大阪間に郵便の制度が初めて実施されたことを記念し、毎年四月二十日を通信記念日と定め各種行事等を行なっています。

調布郵便局でも、きたる七月一日から全国いっせいに実施される郵便番号制（本紙既報三月一日号）のPRをかねて利用者の協力を要請する運動を展開しています。

調布郵便局（郵便切手類売りさばき人組合調布支部）では日ごろ一般に広く親しまれている郵便ポストに感謝と愛護の気持ちで接し、よりいっそう親しまれるポストにするためきたる五月四日（土曜日）に神代植物園前御林商店（切手類売りさばき人、御林博）で管理している郵便ポスト祭

……通信記念日に
ポスト祭り……

明るく正しい選挙

推進委員が改選

三月三十日で任期満了となつた推進委員が、四月一日から新しく次のかたがたが委嘱されました。

飯田 武夫 和泉八三四
岩淵 礼子 猪万六九三
大津 立子 和泉九二七

選挙人名簿追加登録名簿の作成

今回予定されております公職選挙法の改正で、従来の三月と九月の二回の登録が新たに六月と十二月が追加され年四回の登録が行なわれるようになります。（ただし、職権による登録は従来同様九月のみで、ほかはいずれも本人の申出主義に変わります。）

また六月一日現在で永久選挙人名簿の追加登録が行なわれます。次のかたが登録の資格があります。

住所 昭和四十三年三月一日まで

町内で三番目の

小足立郵便局が開設

長 鈴木重雄氏）の好意により現地に於いて、昨年中に発売された記念切手の原価販売が行なわれます。

さる四月一日から、当町で三番目の小足立郵便局が、次のとおり無集配特定郵便局として開設され、業務を行なっていますから、御利用ください。

局 名 狛江小足立郵便局
所在地 狛江町小足立四四〇番地
取扱業務 郵便、為替貯金および保険年金関係の窓口業務

母親学級

妊娠、出産、産褥、育児等を正しく理解していただくため次の日程で行なっています。

日時 五月 七日（火）
十四日（火）
二十一日（火）
二十八日（火）

場所 府中保健所講堂
持参するもの 母子手帳
筆記用具、スリッパ
申込み 府中保健所指導係
電話 〇四二三（六二）二三四

六月一日現在で

に狛江町に転入した有資格者で六月一日現在の居住者。（ただし、三月一日までに転入手続きおよびそれ以前からの居住者で、すでに申し出をされているかたは含まれません。）

年令 昭和二十三年三月三日から六月二日までの出生者で三月一日までに狛江町に転入し、六月一日現在の居住者または先の三月一日現在の登録のときにおいて申し出をされなかったかた。この他、資格がありながら名簿から漏れているかた。この名簿も永久選挙人名簿に追加して七月上旬に予定されている参議院選挙に使用されます。したがって資格がありながら名簿に登録されていないかたは投票することができません。また、名簿は六月八日から十四日まで毎日午前八時三十分から午後五時まで役場内選挙管理委員会に申し出されたかたにおみせしますからぜひ自分の名前を確かめてください。なお、期間中は土曜日または日曜日でも休みません。ただし、公職選挙法改正が決定した場合には、ポスター等でお知らせします。

三多摩分水計画による 町への導水管布設が完成

三多摩地区各市町村の水は、その水源をほとんど深井戸にたよっている現状ですが、年々地下水の低下をきたし、将来が心配されていましたが、都の三多摩分水計画により利根川その他の水を三多摩地区各市町村に分水することが決

定され、狛江町は相模湖を水源とする長沢浄水系統から分水を受けるため、昨年六月から工事を開始し、三月に完成しました。施設の概要は次のとおりです。

受水地点 和泉多摩川立休
交差の東側

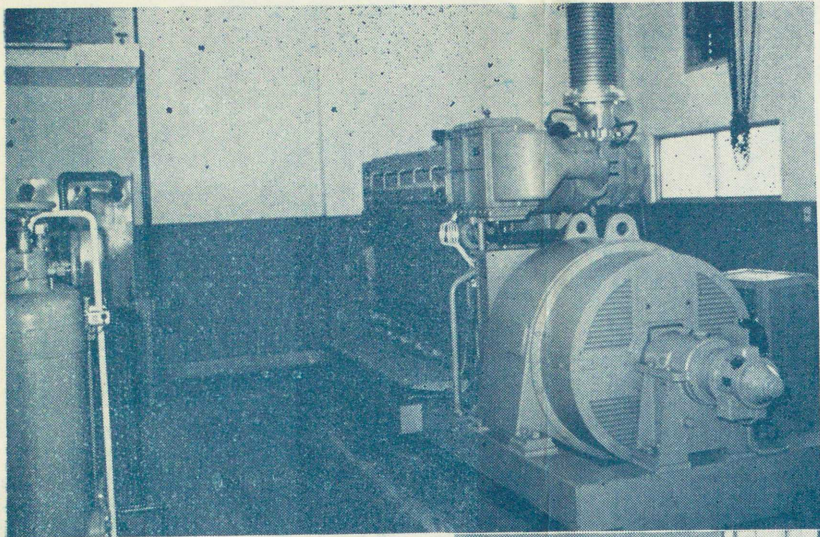
導水管口 鑄鉄管四百ミリ
径 二千六百三十八メートル

この完成により町の水導管と都の送水管の接点ができ、今後必要な場合にいつでも受水が可能となりました。

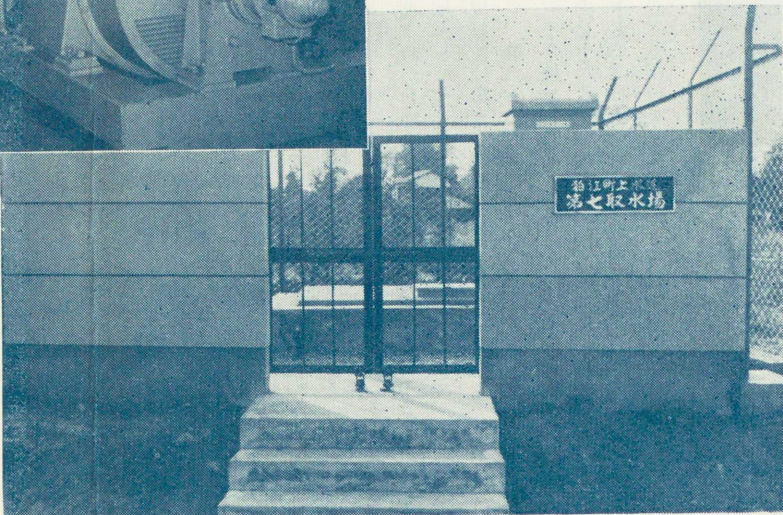
水道 自家発電機 第七水源 設備が完成

町営水道施設の給水場自家発電機設備工事は、昨年六月に着工し、本年三月完成しました。性能は電圧六千六百V、出力二百五十KVA、馬力三百HPで、計画給水人口五万人に対し、停電時八パーセントまでの給水ができます。

町営水道五ヶ年計画事業として昨年十二月から寛東



〈完成した自家発電機〉



〈完成した第七水源〉

二番地先に建設中の上水道第七水源新設工事は、三月末完成しました。深度百メートル、口径二百五十ミリ、ジョンソンスクリーン十五メートル、ケーシングパイプ八十五メートル、水中ポンプ二十二KVで揚水量毎分一・一トン、一日換算適性揚水量は千二百トンで、既存の水源地とあわせ今夏の水不足の心配は皆無となりました。

都 営 多摩川住宅 地元割当分店舗募集

所在地 狛江町和泉一五〇番地都営住宅内
公募店舗の業種と店舗数
現在入居している業種以外の業種（詳細は役場または現地で確認のこと）三店舗
申込場所 入居十一月の予定

万円（申込期日までに確定）
代金支払の方法 借地権利金月払（金融公庫融資を認む）
二、多摩川住宅
申込場所 狛江町役場産業課
申込期間 一回の広報でお知らせします。

消費者保護のために!!

国や地方公共団体では消費者を保護するため、消費者相談、消費者教育とその組織化、食糧品の流通改善、消費者保護行政等一般消費者の保護と指導を行なっています。町民の皆さん、次のことに注意して、かしこい消費者になりましょう。

一般物資
一、目方 目方による買物は、風体（入れ物、包装紙等）を除いた商品が正しいのは、検査のうえ商品を受け取った後、封のままで家に持ち帰ってから自宅等のはかりで再検査するよう習慣をつけてください。自宅のはかりで検査の結果、多いか、少ないかあったときは隣りの家等で再検査して、さらに買った目方と違うときは検査を受けたのはかりで、正しく検査をしたうえ御連絡ください。商品が袋入れか、カン入れ、容器入れ等で、必ず容量が記されている

ますから、それに違いはないかどうか。

二、品質、鮮度、味および量等についても御相談ください。

昭和四十二年公正取引委員会、レジャーと商品が違わない、イメージ等などで注意や排除の命令を受けたもの、みかげの等で上げ底、額ぶち等という名で商品を過大に示すおと客の目を惑わすものや、色や、香りを引きつける商品よりは原料のほつきりした商品をだんから買うように心がけましょう（色や香り等の食品添加物は許された範囲の許容量であっても、数多くの品物を食べれば、人体に良くないし、また栄養上からもこのまじくはないので、なるべくさけるよう心がけましょう。

三、主食である米は、一定の割合で玄米を配分されている食糧業者は、ほかのルートからやみ米を仕入れて販売して

日本赤十字社員増強運動はじまる

「日本赤十字社員増強運動」は、ことしも五月一日から三十一日まで全国一斉に行なわれます。

赤十字社の事業は災害救護、血液事業、保健衛生、その他数多くの事業を人類愛による世界平和と人々の幸福を願いつつ奉仕活動を行なっています。

社員増強運動の目的であるこれらの事業基金を確保するために、期間中協力員が各家庭にうかがって御賛助をお願いすることになっています。当町もこの運動に対して、町民の皆さんのあたたかい御理解をお願いします。

戦没者の遺族のかたへ

特別弔慰金の請求は五月三十一日まで

特別弔慰金は、本年五月三十一日で時効になります。まだ請求されていないかたは早く請求してください。

戦没者（昭和十六年一月二十八日以降死亡の、軍人、軍属、準軍属）の遺族のかたがたには特別弔慰金が支給されます。

この特別弔慰金は、①弔慰金だけしかもらえなかった遺族のかたや、②昭和四十四年四月一日以前に年金、公務扶助料等をもらっていた戦没者の御両親や奥さんが死亡したり子供が成人して年金、公務扶助料等を受給する人がいなくなった場合には、兄弟や成人になった子供にも支給されます。受付は役場福祉課で行なっています。この特別弔慰金は本年五月三十一日までに請求しませんが資格がなくなりもらえなくなります。

（もち米については省略）
品物が粗悪である表示と内容が違う量目が不足である
こんなときは
北多摩南部事務所産業福祉課
電話府中（六二）二二八
東京都経済消費経済部
電話（二一三）六七八三
狛江町役場産業課
電話（四八〇）一一八一

決まる
欠員の民生委員が
このほど欠員になってしまった民生委員（児童委員）が次のかたに決まりました。
佐々木盛弘 岩戸五〇八
（四八九）三〇九五



＜先生の話をお聞きする新入児童＞

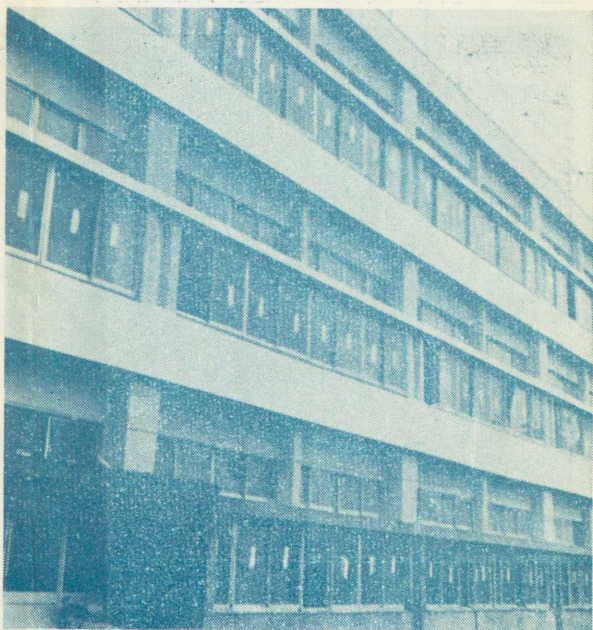
町立第五小学校が開校

町立第五小学校が四月一日から開校いたしました。しかしながら第五小学校は、十八学級という大規模なうえに工期その他の事情により校舎の建設工事が遅れ皆さまに大変御迷惑をおかけしています。新校舎で勉強することとをまわりのぞんでいる児童のために、校舎完成に鋭意努力しています。

この校舎が完成いたしますと、普通教室十八室、特別教室三室および管理室、総面積三千二百二十六平方メートル総工費八千九百二十万二千円です。

小・中学校の入学式
各小学校の入学式は、四月六日午前十時からいっせに行なわれました。

新入児童数は第一小学校百五十三名、第二小学校百五十五名、第三小学校二百四名、第四小学校七十六名、第五小学校百五十名で、前年にくらべ二十四名ふえています。



良い講師、親切な指導で実りがつく

成人教室へどうぞ

伯江町民のかたならだれでも参加できる成人教室は、実社会で役立つ技術や、豊かな知識、教養を身につけていただくために、本年度七講座を予定しています。

まず、五月からは二講座を開講いたします。どうぞお申し込みください。

家庭でできる謄写技術

近代孔版講座

家事がらくになり余暇がふえています。しかし家計がもうすこし……。と悩んでいるかた、あるいは団体活動などに……。と考えているかたのために、謄写版技術の講座を開きます。もちろん基礎から講習いたしますので、初心者の方の受講を歓迎いたします。

◇期日 五月十六日から七月十八日まで、毎週木曜日

午前十時～十二時計十回

◇場所 伯江町集会所

◇内容 線のひき方、面のつづき方、文字の書き方、(かい書体、ゴシック書体など)

◇費用 テキスト、やすり、鉄筆など、千円程度

◇申込み 伯江町教育委員会へ電話でどうぞ

小学校長の異動

四月一日付で第一小学校、第二小学校校長が次のとおり異動しました。また第五小学校の新設に伴い、新校長が就任しました。

- 第一小学校
新 新井良一(前世田谷区立船橋小学校教頭)
旧 村田正夫(渋谷区立臨川小学校校長へ転勤)
- 第二小学校
新 柏本寛(前世田谷区立松原小学校校長)
旧 手塚賢治(伯江第五小学校校長へ転勤)
- 第五小学校(新設)
新 手塚賢治(前伯江第二小学校校長)

生活を楽しむ

趣味の講座

毎日の生活を楽しむとお考えのかたに、次のように趣味

の講座を開きます。いずれも簡単にできるものを中心にしてあります。気軽にどうぞ。

▽日程と内容

1	2	3	4	5	6
五月十四日(火)	五月二十一日(火)	五月二十八日(火)	六月四日(火)	六月十一日(火)	六月十八日(火)
手芸	夏用の帽子等	ドライフラワー、リボンフラワー等	デザイン	木彫	
材料費 千円程度		材料費 五百円程度		材料費 二百円程度	

- ▽時間 午前十時～十二時
- ▽場所 伯江町集会所
- ▽申込 伯江町教育委員会へ電話でどうぞ



伯江町青年学級が開級

昭和四十三年度伯江町青年学級の開級式は四月二十三日伯江町集会所に約七十人が集まって行なわれました。

この青年学級は働く青年の仲間づくりと学習の場として、来年三月中旬まで開設されます。入級はいつでも受け付けいたしますので御希望のかたはどうぞお申し込みください。

◇内容 火曜日、華道、料理、ペン習字、話し方

木曜日 生活の教養

金曜日 スポーツとクラブ活動

◇時間 午後七時～九時

◇場所 伯江町集会所

◇対象 十五才～二十五才の勤労青年

◇申込み 直接、会場へどうぞ

バレーボールを楽しむ会

さわやかな五月の風の中で近所や仲間のチーム同志で楽しいバレーボールの対抗戦を楽しみましょう。

日時 五月十九日(日) 午前十時から

場所 第一中学校

対象 地域や仲間で開催されたチーム(男女混合可)

形式 九人制、トーナメントまたはリーグ戦

申し込み 五月十三日までに電話で伯江町教育委員会へ

郵便局の簡易

保険に御加入を!

郵便局の簡易保険は、小、づくり、暮らしづくりのため中学校および公営住宅ならびに、保険料の最高限度額も、に道路整備などの建設資金と百万円から百五十万円に引き上げて各町村に融資され幅広く活用されています。

ゆたかな暮らしと町づくりのため、郵便局の簡易保険の御加入をおすすめいたします

みんなでおどろろ

フォークダンスのつどい

お気軽においでください。

五月十一日 午後七時～九時

伯江町集会所

今月のうたをお楽しみに。

いずみ図書室

集会所図書室(旧水曜図書) 今月から火曜日、金曜日の二回貸し出します

皆さんに親しんでいただいております水曜図書室は利用者も増し、週一回の開放ではまにあわなくなってきました。本年度(五月)から「集会所図書室」と改称し、毎週火曜日と金曜日の二回、午前九時から午後四時三十分まで貸し出しをすることになりました。

図書室にある本は、最近のベストセラーをはじめ、皆さんの御希望の本を備えてお待ちしております。どうぞ御利用ください。

なお、皆さんの御家庭で読まなくなった本がありましたら、お贈りください。子供の本でもけっこうです。



税のしるべ

改正された「地方税」のあらまし

地方税法の一部改正案が、先般、国会で可決されました。地方税改正の要点は個人の住民税、個人の事業税について減税を行なうほか、地方道を整備するための道路目的税として自動車取得税に課税する「自動車取得税」が新たに作られたことなどです。以下、地方税改正の概要についてお知らせします。

一 個人住民税

個人住民税については、課税最低限を夫婦三人の場合で約十五万円引き上げて五十三万円程度とすることをメドに減税が行なわれています。この減税の内容は、次のとおりです。

(一) 基礎控除の引き上げ

十万円から十一万円に引き上げられました。

(二) 配偶者控除の引き上げ

八万円から九万円に引き上げられました。

(三) 扶養控除の引き上げ

配偶者控除の対象となる配偶者がいる場合は、扶養親族ひとりについて四万円から五万円に、配偶者控除の対象となる人がいない場合の第一目(ひとりだけ)の扶養親族については七万円から八万円に引き上げられました。

(注)

給与所得控除の引き上げ
給与所得控除が、昨年の所得税法改正の際に引き上げられており、住民税の場合、昭和四十三年度分の所得割から適用されることとなります。

四 障害者控除等の引き上げ

障害者控除、老年者控除、か婦控除または勤労学生控除

(付) 非課税範囲の拡大

障害者、未成年者、老年者またはか婦について、非課税の範囲を、年所得二十八万円(改正前二十六万円)までとすることになりました。

(一) 減税の実施時期

住民税の改正規定は、昭和四十三年度分の個人住民税から適用することとされています。給与所得者の場合は、本年六月から特別徴収される住民税から、その他の所得者については本年六月に第一期の納期が到来する住民税から、それぞれ減税されることになりました。

二 個人事業税

専従者控除の引き上げ

専従者控除の控除限度額が青色申告者十七万円、白色申告者十一万円に引き上げられました。

三 軽自動車税

昭和四十三年度から原動機付自転車と農耕作業用小型特殊自動車に対する課税は、四月一日を賦課期日として、従来の月割課税が廃止されました。

昨年までは、四月一日後に軽自動車を取得した場合は、その翌月から月割で軽自動車税が課税され、また四月一日後に軽自動車を売却、廃止した場合は、その翌月以降の分は月割で還付されることになっていました。今回の改正で、月割課税の対象となる車種は軽自動車、小型特殊自動車(農耕作業用以外のもの)、二輪の小型自動車に限定されました。

したがって、原動機付自転車(年税額五百円以下)と農耕作業用小型特殊自動車(年税額千円以下)については、月割課税が廃止されました。この結果、これらの車種にかかる軽自動車税は、四月一日に所有していれば一年分の税額が課税され、四月二日以降

(別表) 引き上げまたは新設の対象となった各種控除額の一覧表 (単位: 円)

控除の種類	42年度	43年度	引き上げ額
基礎控除額	100,000	110,000	10,000
配偶者控除額	80,000	90,000	10,000
扶養控除額	40,000	50,000	10,000
控除対象配偶者がいない場合(1人目)	70,000	80,000	10,000
小規模企業共済掛金控除		前年中の支払金額	新設
生命保険料控除(最高)	22,500	25,000	2,500
障害者控除額			
特別障害者		80,000	30,000
その他の障害者			
老年者控除額	50,000		
か婦控除額		60,000	10,000
勤労学生控除額			
給与所得控除額	定額控除	37,500	70,000
最高限度額		172,500	210,000
青色申告者	120,000	170,000	50,000
白色申告者	80,000	110,000	30,000

廃車しても還付されず、また四月二日以降新たに取得してもその年の税額は課税されないこととなります。

この改正規定は昭和四十三年度分の軽自動車税から適用されます。

四 電気ガス税

免税点の引き上げ
ガスに対する電気ガス税の免税点が、本年度から八百円(改正前七百円)に引き上げられました。

この結果、ガスの使用料金が一月八百円以下ならば電気ガス税がかからないことになりました。

五 自動車取得税

納税義務者

自動車の取得者に都道府県の税金として課税されます。自動車取得税の課税の対象となる自動車とは、道路運送車両法に規定する自動車をいい、大型特殊自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車、軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む)は課税の対象となりません。

(二) 課税標準および税率

自動車の実際の取得価格が課税標準とされ、その三割の額が納税額です。無償その他特別の事情がある自動車の取得とか、交換などによる場合は、通常の取引価格によりま

端数計算の簡素化

(イ) 住民税と固定資産税などの課税標準額については、その額は数またはその全額が千円(改正前百円)未満である場合には、これを切り捨てることになりました。

四 納税の方法

自動車取得税は、自動車の新規登録とか軽自動車の使用の届け出などのときまでに申告書を提出し、納付することになっています。

この改正規定は昭和四十三年七月一日から適用になります。

六 税制の簡素化

別項II改正された「地方税」のあらましIIの四にもかいてありますように、個人住民税については昭和四十三年度分から、障害者控除額が引き上げられるとともに、障害者のうち精神または身体に重度の障害がある人、いわゆる「特別障害者」については、課税標準額より障害者控除額を多くして、税負担の軽減を図ることとされました。

町では、申告書等で障害者控除の欄に記入されたかたについては、特別障害者に該当するかどうかの調査を一応し

重度障害者に該当する人へお知らせ

町民税などの申告で「障害者」の記載もれはありませんか!

別項II改正された「地方税」のあらましIIの四にもかいてありますように、個人住民税については昭和四十三年度分から、障害者控除額が引き上げられるとともに、障害者のうち精神または身体に重度の障害がある人、いわゆる「特別障害者」については、課税標準額より障害者控除額を多くして、税負担の軽減を図ることとされました。

町では、申告書等で障害者控除の欄に記入されたかたについては、特別障害者に該当するかどうかの調査を一応し

特別障害者とは次に掲げる人をいいます。

(一) 心神喪失の状況にある者または児童相談所、精神衛生センターもしくは精神衛生鑑定医の判定により重度の精神薄弱者とされた者。

(二) 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者のうち、身体上の障害の程度が一級または二級である者として記載されている者。

(三) 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、精神上または身体上の障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までである者として記載されている者。

(四) 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第八條第一項の規定による厚生大臣の認定を受けている者。

税の出張収納

次の表のとおり、国民健康保険税、第一期の出張収納を行います。

役場に遠い地区のかたは御利用ください。

月日	時間	場所	区域
五月二十八日(火)	自前九時三十分至前十二時	和泉寺	上和泉
	自後二時三十分至後四時	小寺西菓子店	上小寺
五月二十九日(水)	自前九時三十分至前十二時	寛東寺	寛東
	自後二時三十分至後四時	天理教会前	寛東
五月三十日(木)	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸
五月三十一日(金)	自前九時三十分至前十二時	岩戸寺	岩戸
	自後二時三十分至後四時	岩戸寺	岩戸

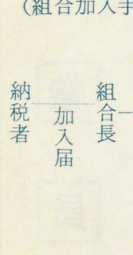
●国民年金も取り扱います。

納税貯蓄組合に加入を

納税は計画的にしませんと納税におくたたりしてなかなか困難です。

納税貯蓄組合に加入すると計画的な納税とともに有利な特典があります。納税貯蓄組合を通じて納税した町税(国民健康保険税は除く)や組合および組合員に対して補助金等が出ます。

納税貯蓄組合にはいろいろ計画的に納税しましょう。なお、詳細は税務課徴収係にお問い合わせください。



予
防
接
種
は

必ず受けましょう

今月行なり予防接種は次のとおりです。該当者および未終了者は必ず受けてください。

●腸バラチフス

第一期は生後三歳から四歳の期間に一週間間隔で三回行ないます。

い。
 ◎生ワクチン
 生後三か月から十八か月の
 期間に五か月間隔で二回服用
 します。
 都台により十三日まで服

九日（午後一時三十分から三時まで）に府中保健所で投与を受けてください。料金は七十円です。

●日本脳炎

危険物入れは燃えないもの
（陶器類、鉄くず、灰等）だ
けを捨てるために設けた共同
使用のごみ容器です。台所の
ごみなど燃えるもの（木の枝



危険物入れの

使い方は正しく！

危険物入れは燃えないもの
(陶器類、鉄くず、灰等)だ
けを捨てるために設けた共同
使用のごみ容器です。台所の
ごみなど燃えるもの(木の枝

皮類、ゴム製品等）を捨てたり、ごみが周囲に散乱して付近の人に迷惑のかかるような捨て方をしないで正しく利用しましょう。なお最近お子さ

燃えるものを捨てる人を目
かけたら、人相、特徴、車の
ナンバー等を衛生課に至急御
連絡ください。

犬に愛情を

|| 犬だけが悪いのではありません ||

最近、犬の暴力がよくなり、犬を飼われている方は次の事項を守り、愛情を持った飼いかたをしてください。

一、犬は昼夜をとわずつない

飼い犬は毎年一回登録をし、春秋二回の予防注射を受けなければなりません。

登録と春の予防注射を次のとおり行ないますので必ず受けてください。

注射済交付手数料 三十円
合計 五百円

◎当日犬は清潔にし、首輪を
しつかりつけてきてください



A cartoon illustration of a man in a suit running away from a large, spotted dog. The man is looking back over his shoulder with a worried expression. The dog is chasing him from behind. The drawing is done in a simple, sketchy style with blue ink on a light background.

府中保健所の健康相談日変わる

四月一日から次のように変わりましたのでお知らせいたします。

府中保健所健康相談受付
時間表

ミルクの無料支給
受けられます

次のかに粉ミルクの無料支給があります。

生活保護世帯、町民税非課税世帯、町民税均等割世帯の妊婦、産婦、乳幼児のかたは申請により粉ミルクの無料支給が受けられます。

申し込みは、母子健康手帳印鑑を御持参のうえ住民課においでください。

土	予防接種 第一土曜日 第二土曜日 (ただし一、二、三、四、五) 十二月のみ 第三土曜日 第四土曜日	BCG 種痘 BCG 百日咳 ジフテリア 混合
水曜日	ツベルクリン反応検査は、毎月第一、第三土曜日の二日前の 水曜日(九時から十時三十分まで受付)	
検便	水質検査 毎週火曜日九時から十一時三十分まで受付 毎週月曜日と水曜日の午前中受付	曜日) 集団検診

場所	役場	午後一時から四時
担当	行政相談委員 宮崎 武雄氏	
■人権身の上相談	日時	五月十六日(木)
場所	役場	午後一時から四時
担当	武蔵府中税務署	
■資産税相談	日時	五月二日(木)
場所	役場	午前十時から午後四時
担当	資産税相談官	

5																	月	
31	30	29	28	24	23	22	21	20	13	11	10	9	8	6	4	2	1	日
金	木	水	火	金	木	水	火	月	月	士	金	木	水	月	士	木	水	曜
日本脳炎 第二回				日本脳炎 第一回					生ワクチン					腸 バラチフス 第三回				種
第二小学校	第三小学校	第四小学在	第五小学校	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	狛江町集会所	第二小学校	第三小学校	第四小学校	第五小学校	第一小学校	第二小学校	第三小学校	第四小学校	会 場
二時四十分									午後 一時三十分									時 間
生後六か月以上 一般住民 (ただし希望者のみ)									一回目 昭和四十二年八月一日～四十二年 一月三十一日 二回目 昭和四十二年二月一日～四十二年 七月三十一日									対 象 者
第一期 昭和三十九年四月十一日～四十年 四月十日までの出生者 第一期未終了者 第二期終了後満六十歳まで毎年一 回目																		

5			月
16	15	14	日
木	水	火	曜
岩戸公民館	第二小学校	駒井旧消防詰所	午前10時～11時30分
狛江町役場	覚東天理教会	三友アパート広場	午後一時半～三時

曜	月	火	水	木	金	土
九時から十時三十分まで受付	一般健康相談 母性相談 〔血液検査 血液型検査（成人）〕		結核患者管理検診 結核患者家族検診	乳児健康相談（第一木曜日）	集団検診	予防接種 第一土曜日 第二土曜日 （ただし、一、二、三、四、五） 第三土曜日 第四土曜日 BCG BCG 百日咳 ジフテリア混合
一時から三時まで受付	集団検診	母親学級		三歳児検診（通知を受けたかた）	精神衛生相談（第三金曜日） 集団検診	

職
員
募
集

狛江町では次の要領で職員を募集します。

る（六か月間試用期間を含む）

アルバイト募集

消防職員は高卒以上
ごみ収集作業員は中卒
以上のいづれも健康な
三千歳未満の男子
一九にお問合せください。

なお、詳細については役場総務課（四八〇）一一八一および
狛江消防署（四八九）〇一

狛江町の正規職員とす
待遇

◆今月の相談◆

担当 人権擁護委員

法律相談
育児・家族計画相談

午前九時から十二時

午後一時三十分

担当 弁護士 毛利 秀之氏 場所 役場

日時 五月十七日（金）

持参のもの 母子健康

場所 役場
担当 行政委員会

日時 五月二日（木）

午後一時から四時
担当 武蔵府中税務署

100